

## 共済見舞金額

等級	災害の程度	金額
1等級	死亡	1,000,000円
2等級	360日以上の治療を要する傷害	230,000円
3等級	300日以上360日未満の治療を要する傷害	180,000円
4等級	240日以上300日未満の治療を要する傷害	140,000円
5等級	180日以上240日未満の治療を要する傷害	105,000円
6等級	130日以上180日未満の治療を要する傷害	80,000円
7等級	90日以上130日未満の治療を要する傷害	65,000円
8等級	75日以上90日未満の治療を要する傷害	50,000円
9等級	60日以上75日未満の治療を要する傷害	40,000円
10等級	45日以上60日未満の治療を要する傷害	32,000円
11等級	30日以上45日未満の治療を要する傷害	23,000円
12等級	21日以上30日未満の治療を要する傷害	16,000円
13等級	14日以上21日未満の治療を要する傷害	13,000円
14等級	7日以上14日未満の治療を要する傷害	10,000円
15等級	7日未満の治療を要する傷害	7,000円

災害の程度により、見舞金を支給します。

ただし、頸部損傷（いわゆる「むちうち」）については、原則として8等級を限度として支給し、90日を超えてなお引き続きいて治療が行われている場合は、6等級を限度として支給します。

「交通事故証明書」に代えて「交通事故申立書」を提出した場合は、12等級を限度として支給します。

「交通災害共済専用診断書」に代えて「治療申立書」を提出した場合は、14等級を限度として支給します。

リハビリテーションのみの入・通院は見舞金の支給日数算定対象とはなりません。